

平成26年度第12回定例会

八王子市教育委員会会議録（公開）

日 時 平成26年10月22日（水） 午前9時
場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室

第12回定例会議事日程

- 1 日 時 平成26年10月22日(水) 午前9時
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室
- 3 会議に付すべき事件
 - 第1 第24号議案 平成26年度文部科学大臣優秀教職員表彰候補者の推薦に関する事務処理の報告について
 - 第2 第25号議案 八王子市スポーツ推進委員の解嘱に関する事務処理の報告について
 - 第3 第26号議案 八王子市立学校教職員人事の内申について
 - 第4 第27号議案 高齢者叙勲候補者の推薦について
 - 第5 第28号議案 八王子市立学校教職員の処置の内申について
 - 第6 第29号議案 市民体育館耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結に関する議案の調製依頼について
 - 第7 第30号議案 市民体育館耐震補強及び大規模改修空調換気設備工事請負契約の締結に関する議案の調製依頼について
- 4 協議事項
校庭夜間解放の対象範囲の拡大について (スポーツ振興課)
- 5 報告事項
 - ・八王子市立学校で発生した事故に係る損害賠償の和解について (施設管理課)
 - ・八王子市立学校で発生した負傷事故に係る損害賠償の和解について (施設管理課)
 - ・学校給食における安全安心な食材の確保について (保健給食課)
 - ・平成27年度八王子市奨学生募集期間の変更について (教育支援課)

- ・平成26年度全国学力・学習状況調査の結果について (指導課)
 - ・高齢者叙勲の受章について (教職員課)
-

八王子市教育委員会

出席委員（5名）

委員 長	(1 番)	小田原 榮
委員	(2 番)	和田 孝
委員	(3 番)	星山 麻木
委員	(4 番)	金山 滋美
教育 長	(5 番)	坂倉 仁

教育委員会事務局

教育 長（再掲）	坂倉 仁
学校 教育部 長	野村 みゆき
学校教育部指導担当部長	相原 雄三
教育 総務 課 長	小林 順一
学校 教育 政策 課 長	小俣 勇人
施設 管理 課 長	岡 功英
保健 給食 課 長	新納 泰隆
教育 支援 課 長	穴井 由美子
指 導 課 長	細井 東
教 職 員 課 長	廣瀬 和宏
統括 指導 主事	山本 武
統括 指導 主事	斉藤 郁央
生涯学習スポーツ部長	天野 克己
生涯学習政策課長	小柳 悟
スポーツ振興課長	立川 寛之
スポーツ施設管理課長	橋本 徹
学習支援課長	新井 雅人
文化財課長	田島 巨樹
こども科学館長	牛山 清志
図書館部長	豊田 学

中央図書館長	中村照雄
生涯学習センター図書館長	青木正美
南大沢図書館長	村田浩三
川口図書館長	福島義文
教育支援課主査	岡部雅洋
指導課指導主事	野村洋介
指導課指導主事	日向義裕
スポーツ振興課主査	野村泰史

事務局職員出席者

教育総務課主査	堀川 悟
教育総務課主任	川村 直
教育総務課主任	村石英里
教育総務課嘱託員	村尾ひとみ

【午前9時00分開会】

○小田原委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は5名全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成26年度第12回定例会を開会いたします。

毎回申し上げておりますが、本市では節電の取り組みを継続しております。本定例会においても照明を一部消灯とさせていただいておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名員は、4番、金山滋美委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

なお、議事日程中、第24号議案、第26号議案、第27号議案、第28号議案は審議内容が個人情報に及ぶため、また、第29号議案及び第30号議案は未だ意思形成過程のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項及び第7項の規定に従い、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。



○小田原委員長 それでは、それ以外の日程について進行いたします。

日程第2、第25号議案「八王子市スポーツ推進委員の解嘱に関する事務処理の報告について」を議題に供します。

本案について、スポーツ振興課から御説明願います。

○立川スポーツ振興課長 それでは、第25号議案 八王子市スポーツ推進委員の解嘱に関する事務処理の報告について、御説明させていただきます。

詳細は、担当の野村主査から説明させていただきます。

○野村スポーツ振興課主査 それでは、第25号議案 八王子市スポーツ推進委員の解嘱に関する事務処理の報告について、御説明させていただきます。

八王子市スポーツ推進委員につきましては、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの任期で委嘱しておりますが、平成26年9月30日付で裏面のとおり、河津妃扶美からの申し出により、9月30日をもって一身上の都合により辞職したいという旨の届け出が提出されました。これを受け、八王子市スポーツ推進委員に関する規則第4条第2項の規定に基づき、教育委員会で任期途中の解嘱の決定を行う

必要がございましたが、直近の教育委員会への議案提出が困難であったため、「八王子市教育委員会の権限委任に関する規則」第4条第1項の規定により、教育長が教育委員会を臨時で代理して解囑を決定し、9月30日付で解囑発令をいたしましたので、同規則第4条第2項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

なお、本件につきましては、当該委員を推薦いたしました総合型地域スポーツクラブの了承を得ておりますが、当該団体からの後任の委員を選出するめどは今のところは立っておりません。また、委員総数につきましては、八王子市スポーツ推進委員に関する規則第3条により定員は49名以内と規定されておりますが、本件により34名になりましたことを申し添えます。

以上です。

○小田原委員長 スポーツ振興課からの説明は終わりました。

本案について、何か御質疑、御意見はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 では、御意見、御質疑もないようでございますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第25号議案につきましては、御提案のように事務処理について承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。よって第25号議案につきましては、そのように承認することにいたしました。

○小田原委員長 続いて、協議事項となります。

「校庭夜間開放の対象範囲の拡大について」を議題に供します。

本件について、引き続き、スポーツ振興課から御説明願います。

○立川スポーツ振興課長 それでは、協議事項、校庭夜間開放の対象範囲の拡大について、御説明させていただきます。

まず、目的でございますが、本年3月に策定いたしましたスポーツ推進計画では、スポーツをする場の整備確保の取り組みの一つとして、学校施設開放事業の利用促進を図ることというようにしております。また、さらには2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、国、東京都並びに本市においてジュニア世代のスポーツ環境の整備に注力していること、これらの観点から校庭夜間開放事業の対象範囲を

広げ、ジュニア世代のスポーツの場を確保することを目的としております。

次に、対象範囲を拡大する理由でございます。5点でございます。

1点目のスポーツ推進計画における位置づけについては、ただいま目的のところで御説明させていただいたとおりでございます。

2点目として、校庭夜間開放でございますけれども、昭和53年から勤労者等のスポーツ活動の場を確保するために実施してきたというような経緯がございます。しかしながら、平成16年度をピークとして利用者が減少の一途をたどっており、平成25年度はピーク時の半数となっております。夜間照明施設が有効に活用されていないという実態がございまして、毎年これにつきましては保守点検など数十万円のコストをかけて維持しているにもかかわらず、昨年度は一度も利用されない学校があるなど低利用状態を現状続けているという点から、費用対効果の観点からもこういった状態を解消しなくてはならないと考えております。

3点目でございますが、子どもたちのスポーツ環境は極めて狭められているという点がございます。例えば、市内の公園につきましては、一部を除いてほとんどの公園でキャッチボールなどのボール遊びが禁止されているという状態がございます。そういった中で、市民からはメールやはがきなどによって、夜間の校庭利用などに対する要望が多数寄せられているということでございます。こうした声を代表するように先般、9月の議会の一般質問におきまして、校庭夜間開放の対象範囲の拡大に向けて検討するよう要望があったところでございます。

4点目でございますが、他の公共施設との整合性の問題がございます。資料の2枚目を御覧いただきますと、市民体育館・甲の原体育館等の施設の状況を記してございますが、これらの体育館につきましては保護者の同伴があれば小中学生の夜間利用を認めております。また、屋外運動施設の夜間照明が整備されているサッカー場でありますとかテニスコートでございますけれども、これらもやはり大人の同伴があれば夜間利用が可能な状態でございます。また、コミュニティー施設である市民センターにつきましても、体育館などスポーツ施設を附帯しているセンターも多くございまして、これらにつきましても大人の同伴があれば夜間利用を可能としているという状況がございまして。

最後に、5点目でございますが、多摩地域の各種の状況を調査いたしましたところ、夜間照明施設を用意しているのは26市中、18市でございます。その中で小中学生の

利用を認めていないのは、本市のみというような状況でございます。これはスポーツ振興という観点から見れば、市民サービスに差が生じている状況が見受けられるということが言えるかと思えます。

以上の理由により、対象範囲の拡大を行いたいと考えているところでございますけれども、一方では、本市教育委員会が推奨しております「早寝・早起き・朝ごはん」の励行との整合性をどのように図るかということが課題になっているという認識を持っております。

その上で今回、協議事項としてお諮りするにあたり、教育委員会内の関係所管の課長が集まって検討を行いました。その結果、昨今は子どもたちのライフスタイルの変化はあるものの、一方で規則正しい生活習慣を身につけてもらうことはやはり重要であるというような考え方から、次のような条件のもとで対象範囲を拡大することといたしました。

1点目は、小学生と中学生・高校生との間では、夜間開放の利用時間帯に差を設けることとしております。これはさまざまな調査結果を踏まえ、小学生と中高生とで求められる睡眠時間が異なることから、開放時間に差を設けるものでございます。

2点目として、小中学生、高校生が主たる構成員となっている団体、具体的には少年野球や少年サッカーチームを想定しているわけでございますが、これらが利用する場合には必ず成人が同伴することを義務づけることとしております。この場合、保護者としなかった理由というのは、チームの監督であったり、またはコーチが引率するということを想定してのことでございます。ただし、その場合であっても、帰宅時における安全配慮もあわせて条件とする考えでございます。

最後に、今回の対象範囲の拡大により、小中学生を対象とした営利目的のスポーツスクールなどの利用が懸念されることから、団体要件として営利目的でないことを加えることといたします。

今後のスケジュールでございますが、本日の定例会において協議をいただいた後に、年度内にその内容を実施要綱に反映した上で、平成27年度から新たなルールに基づく校庭夜間開放を実施していきたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○小田原委員長　スポーツ振興課からの説明は終わりました。

本案につきまして、御質疑、御意見がございましたら、お願いいたします。

○星山委員 開放するという点に関してはとてもいいんじゃないかと思いますが、やはり夜間遅くまで使うことを許可してしまうといろいろな問題が生じるのではないかと、利用条件を整理していただいたのは、とてもいいかなと思いました。

ただ1点だけ、私がどうかと思ったのは、小学生の利用時間で、保護者が同伴だと9時半までとなっているんですけども、皆さんで話し合われたということなので、この辺がいいのだろうということだったのかなと思うんですが、小学生といっても1年生から6年生までいろいろかと思いますが、何となく常識的には8時かなという気もするんですが、何かその辺は話し合いで、やはり9時半だよというものがありましたら教えていただければと思います。

○立川スポーツ振興課長 9時半というのは他の公共施設でございまして、今回のこの校庭夜間に関して小学生は特に学年の要件は設けないのですが、小学生については午後8時までとさせていただきます。

○星山委員 そうなんですか。

○立川スポーツ振興課長 中高生は午後9時までという中で、小学生についてだけ、そういう差を設けたというような形で運用したいと考えております。

○小田原委員長 ほかにございせんか。

○金山委員 その小学生と中学生ですが、帰宅時における安全配慮というのが小学生だけですけれども、9時なので中学生も入れていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○立川スポーツ振興課長 そうですね。これは中高生というのはある程度は大丈夫かなという観点でこのようにしているんですが、その辺りはやはり時間も時間ですし、中学生までは義務教育の範囲ですので、小中学生までを同伴というような条件をつけることは検討いたします。

○金山委員 はい。やはり夜遅くに1人で帰る子どもが出て困るなという御時世なので、安全に配慮してくださいよ、というところに中学生も入れていただくということで、よろしく願いいたします。

それから、1つ伺いたいんですが、この場合の夜間開放は料金をいただくわけですよ。保険というのは、どのような扱いになっているのでしょうか。

○立川スポーツ振興課長 保険につきましては、市側では特に加入しておりません。ただ、公共施設を使う中で、例えば施設に何かしらの瑕疵があったり、また施設を利用する

中でのけがであれば、ある程度フォローはできる部分はありますけれども、基本的には各団体やチームでそれぞれ加入していただくという形をとっております。

○小田原委員長　　ということですが、ほかにいかがですか。

○和田委員　　私も小学生については8時ぐらいが妥当かなと思いますが、この校庭開放というのは小学校・中学校の校庭の両方を含めてということになりますか。

○立川スポーツ振興課長　　現状、夜間開放を行っているのは、小学校の10校でございます。

○和田委員　　そうしますと、小学校の校庭なり施設の開放については、何時から開放されることになるのですか。

○立川スポーツ振興課長　　この校庭夜間開放の要綱上は、午後6時からとなっております。

○和田委員　　そうするともし小学生が使うということになると、2時間ということですよ
ね。

○立川スポーツ振興課長　　はい。

○和田委員　　それから、利用回数の制限は特にないんですね。週に何回使うということについても、特に制限はないということになりますか。

○立川スポーツ振興課長　　月に5回までという利用制限がございます。ですので、実質的には週に1回程度しか利用はできないという形になります。

○和田委員　　はい、わかりました。ありがとうございました。

○小田原委員長　　そのほかいかがですか。

○金山委員　　校庭夜間開放のことが今ホームページにアップされていますよね。その時点で例えば、利用制限が月5回であるとか、いろいろな条件をもう少し書いたほうがいいのかなと思います。この条件を見て申し込みに行ったけれども、条件が合わないなということがあると思うんです。ほかの自治体を見てももう少し詳しく書いてありますので、そのほうが使いやすいのかなと。ほかの施設もそうなんです、その点改善をお願いしたいなと思います。

○立川スポーツ振興課長　　大変申し訳ございません。その辺りはやはり情報不足な点は否めない、これにつきましては早急に改善をいたします。

○小田原委員長　　そのほかいかがですか。

○坂倉教育長　　高校生の利用時間が9時までとわざわざ書いてありますが、終わる時間の原則を聞きたいのが一つ。もう一つは今、各学校の体育館は学校の判断で貸し出して

いると思うんですが、今のその実態と、このことに対する教育委員会の意向じゃないけれども、そのところをどのようにしていくつもりなのかというところはどのようにか。

○立川スポーツ振興課長　今、2つ御質問がございました。

1点目のほうについてお答えいたしますけれども、終わる時間につきましては、これまで勤労者等に開放している時間が午後6時から9時までという中で、中高生につきましてはそれと同等の時間が利用可能だという形で、9時までとしているところがございます。

○坂倉教育長　そうだったら別に小学生だけについて書いたほうが、返って小学生にも開放しているとわかるんだから、中高生の9時までという記載は余計な記載ではないかと思えます。

また、2点目はどうでしょうか。

○岡施設管理課長　体育館の施設開放については、あくまでも地域のコミュニティーの振興という視点で、学校の校長の判断によって貸し出しをしているところがございます。

○坂倉教育長　それは教育委員会としての姿勢が全くないですよ。教育委員会として子どもたちに何時まで開放するかということを考えてやった中で、やはり今の流れの中で一定の規制をつけてやっていくのがいいだろうとなって、皆さん考えたんですよ。それなのに体育館は地域開放だから知ったことではないというのは、それは全然姿勢が違うし、体育館は学校施設ですよ。そこをなかなかしっかり規制はできないにしても、そのところに準用した形で各校長に言うとか何かしていかないことには、それはどう考えてもダブルスタンダードですよ。

○岡施設管理課長　その件に関しましては、教育委員会として整合を図る形で今後調整いたします。

○小田原委員長　いろいろ言いたいことはあるんだけど、この規則を改正するとするならば、今の整合性を図るとか検討するというのではなくて、前からあった体育館あるいはセンターの使用の規定を含めて全面的に考え方を、教育委員会としてこのように考えるとしてほしいということだと思います。

今日はあまりいろいろ言うつもりはなかったんだけど、あえて言えば、理由の二つ目に利用者減があると挙げているんだけど、利用者減の原因は大人の問題であって、費用対効果を考えれば利用率を上げるべきだという考えであるならば、子ども

を使って利用率を上げようという話は、少し違うと思うんですよね。だから、それは理由として挙げるべきではないだろうと思います。上げるとすれば、別に大人の利用者減の部分を増加させることを考える。何で大人が使わなくなったのかということを考えるべきだろうと思います。

それから、中学生を含めて何時にするかという話は、これは指導課がどのように答えたのか知りませんが、「早寝・早起き」の早寝というのは、何時に寝て何時間寝ればいいのか。7時間以上だか8時間寝る子どもは、大人も含めてですが脳の活動はどうだというような話があるようですが、そういうことを含めて「早寝・早起き」というのを言うとしたら、8時でも9時でも10時でも、何時でもいいのだけれども、教育委員会としての考え方というのを考えるべきだろうと思いますよね。

もう一つは、教育委員会としてこういうふうに考えるんだけれども、議会でこのことについて質問したいという話を聞いたのですが、議会でどのように答弁されたか、そこのお話を伺いたいと思いますが、いかがですか。

○立川スポーツ振興課長　1点目の、施設間の統一の問題につきましては、先ほど施設管理課長から御答弁させていただきましたとおり、確かにある程度スタンダードなルールをつくっていくべきだと考えております。ただ、それを統合していくにあたって、越えなければならないハードルが幾つもあるのは事実でございます、その辺りを一つ一つクリアしながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、先ほど委員長から御指摘がありました利用率の問題がございしますが、確かにおっしゃるとおりでして、まずは今の主たる利用者である成人、勤労者等の中で、どうして利用者が半減してしまったのか。また、これを上げるためにはどうするのかというところの努力はやはり必要なのかなと認識しております。

そういった意味では、だからといってすぐに小中学生に利用してもらおうというのはあまりに短絡的だという部分は否めないところがあります。ただ一方で、現状施設が空いているという実態がある中で、少しでもそれを活用していただきたいということで、利用者の範囲を広げることで、少しでも活用していただければという思いがあるということも事実でございます。

3点目の「早寝・早起き」につきましては、関係課長で集まった中で、かなり議論になった点でございます。「早寝・早起き・朝ごはん」国民運動などを文部科学省が展開している中で、明確に何時に寝ればいいのかというようなガイドラインは実は示

されていないんです。そういった中で、私どもでいろいろと根拠たるものを調べてみると、一つには全国学力・学習状況調査の中でクロス集計している部分がございます。小学校であれば、例えば正答率が一番高い部分というのは8時間以上9時間より少ない。実はそれ以上になったら上がるのかというと、そうでもないんです。中学校は7時間以上8時間より少ないとなっております。実はこういったデータは、こちらでも文科省のものですが、体力面の調査でも同じ現象が出ており、やはり小学生であれば8時間以上9時間未満、中学生であれば7時間以上8時間未満が、実は体力的にも成績が出ているという結果が出ております。

こういったことを踏まえ、最低限、中学生の場合ですと8時間、小学生の場合ですと9時間はちゃんと睡眠がとれるような時間で施設の利用をやめていただくという観点で、例えば小学生の場合で、近隣の子どもたちであれば、8時に終えていただいて9時までには寝ていただけるだろと。そういったことで小学生は8時まで、中高生は9時までというような時間設定をさせていただいたという、そういった根拠があったのでございます。

最後になりましたが、議会の答弁でございますけれども、これは最終的には教育長答弁を求められたわけですが、教育長からは、今のような規則正しい生活習慣というものをどう確保するかという観点と、子どもたちの帰宅時の安全をどう確保するか、こういったものをきちんと踏まえながら検討してまいります、というような内容でお答えさせていただいております。

以上でございます。

○坂倉教育長 1つ足らなくて、他の施設との整合性を私は強く言ったんですよ。それを言うときに、拡大する理由の2番目、これは委員長が言うように本来書くべきじゃないだろうし、効果・効率を考えているということを書くとしたら、5番目のところで「より積極的にスポーツの場を与えるために利用・活用を図っていきたいからやっている」というような書き方をすべきであって、この書き方は違うと思います。

市民センターの利用時間が今21時までで、体育館は恐らく2時間使用だから、21時半までなんですよね。そうするとやはりばらばらな印象なんだけれど、この体育館の2時間使用を1時間半にできるかできないかは別にして、それ以外は要するに21時なんです。そこで何を決めたかと言えば、「小学生は8時にしましょう」ということを決めただけなんですよね。そこをしっかりと言わないからばらばらな感じがあ

るので、全体として、大人の同伴者がついているスポーツ振興のためには、週1回を条件として9時まで一般に認めますよと。だけれど、小学生は8時にしますよと、それだけのことなんでしょう。そこをしっかりとってほしい。

それから、各学校の体育館はどうやっているか知らないんだけど、時期になっていくと、ミニバスケットなんかもっと遅くまでやっていますよね。それがいいのかどうかはわからないけれど、委員長は多分そこまで教育委員会というか、全体で管理しなさいと言うのだろうけれど、地域開放している中でそれはなかなか難しいとすれば、やはり市ではこういう形をつくったので準用してほしいというような通知を出すなどしてほしいということを私は言っているんです。委員長は、そこまでルール化しなさいということを多分おっしゃっているんだと思うけれど、そこも含めて考えが欲しいと思います。

○小田原委員長　私が言うのは、結果的にはルール化になるのかもしれないけれども、理念というか、教育委員会としての考え方をしっかり持って、それでこういう結果になりましたという話だろうと思うんですよね。後から学力調査についての話がどんな形で出てくるか知らないけれども、家庭で毎日どのくらい勉強しているのかという調査もあるわけですよね。そうすると、教育委員会として、9時ないし8時というような時間まで練習して家に帰って勉強する時間を1時間とれるのか、そういうところも考えているのかいないのか。その基本的な生活習慣、あるいは一日の生活の流れというものを、子どもたちの基本的な生活はこういうのが望ましい、あるいは家庭でこのようにしてくださいというような話というのを教育委員会としてするならば、そこをもって結果としてこのような数字になっています、ということを示すべきだろうということです。

そのほかいかがですか。

○金山委員　整合性は本当に要っているんです。先ほど言わなかったんですけど、施設の欄のところに各校の体育館が入っていないのは、本当はおかしいですよね。各校の体育館はこういう使い方で行きますというアナウンスがないと、すごく不公平で、地域の知っている方だけが行ったり、何回も行く方もいるということになるので、そのところの整合性はやはり必要なというのが一つあります。それと、ここで使えるように整備するということは、使いたい人が出たときに「それもどうぞ」という形をとっておくのはとても大事だと思いますので、それは必要だと思います。

ただ、使い勝手という点が問題かなと思うんです。体育館の使用も含めてですけども、ほかのものと同じように、例えばインターネットで予約ができるとか、お金は、一括にこうするとかいうことがないと、やはり使いにくいなということで敬遠されてしまうという可能性もありますので、今回すぐにはできないことだと思いますけれども、それも含めて市の施設としての各校の体育館・校庭の使い方というのを考えていただけたらいいのかなと思っています。よろしくお願いします。

○小田原委員長　基本的には、私は、制限なんかつけなくていいと思うんですよ。使い方は大人に任せてしまって、どうぞ使ってくださいという形がいいだろうと思います。そのときには「早寝・早起き」などを含めた「家庭教育8か条」は取っ払ってしまって、入学式のときの挨拶の中にそんなのは入れないでほしいという気持ちはありますよ。要するに、私たちが家庭にこうしてくださいということをお願いするとするならば、それなりのものを持って言わなければ、親にこうしろとかああしろなんて、とても言えないだろうということです。

それで、こういう話で規則化できるということで考えてよろしいですか。協議はこのくらいで終わってよろしいですか。もう少し御意見をいただきますか。

○立川スポーツ振興課長　大丈夫だと思います。今日いただいた意見を踏まえ、これから要綱作成にかかります。確かに今日いただいた御意見の中で、すぐに解決できない問題も幾つかあるとは思いますが、可能な限り前向きに検討していきたいと考えております。ありがとうございます。

○小田原委員長　もう少し時間がございますので、何かあったらお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長　では、特にないようでございますので、以上の協議を踏まえ、これからの事務を進めていただきたいと思います。

○小田原委員長　それでは、続いて、報告事項となります。

まず、施設管理課から2件、御報告願います。

○岡施設管理課長　それでは、「八王子市立学校で発生した事故に係る損害賠償の和解について」報告いたします。

相手方Aと和解をした内容について、御説明いたします。

和解内容といたしましては、相手方に対して、金12万120円を支払うものでございます。また、相手方及び八王子市は、本件に関し今後、支払い金額を除き一切の請求はしないものでございます。

市の支払い額は、車両の修理費用の12万120円でございます。

経過の説明でございますが、平成26年7月6日日曜日午後0時25分頃、市立B学校の校庭で野球部の練習中に生徒が打ったボールが防球ネットを越え、隣接するC駐車場に駐車をしておりました相手方の自動車のフロントガラスに当たり、破損させたものでございます。

平成26年9月22日に、「地方自治法」第180条第1項に基づき、市長により専決処分し、9月29日に示談が成立、損害賠償金は10月23日に支払う予定でございます。

事故は教育活動中のものであることから、被害に遭われた方には心よりおわび申し上げます。なお、事故後は、バックネットの上に飛び出し防止ネットを設置し、再発防止を図っております。このような事故を起こし、まことに申し訳ございませんでした。

一件目の報告は、以上です。

続きまして、「八王子市立学校で発生した負傷事故に係る損害賠償の和解について」報告をいたします。

相手方A及び全国健康保険協会東京支部と和解した内容について、御説明いたします。

和解内容といたしましては、相手方Aに対して金31万5,310円を、全国健康保険協会東京支部に対して金2万769円を支払うものでございます。

また、相手方及び八王子市は、本件に関し今後、支払い金額を除き一切の請求はしないものでございます。

市の支払い額について、御説明をいたします。

相手方Aに対してでございますが、事故から3カ月近くの間、3月23日から6月13日まででございますが、おおむね1週間から10日に1回、通院をされておりました。この間の医療費の本人負担分8,950円、診断書料5,400円、交通費160円、合計1万4,510円を御本人が支払っております。これらの本人負担分を弁償するとともに、休業損害6万8,400円、通院慰謝料23万2,400円をあわせて支

払うものでございます。休業損害と通院慰謝料につきましては、損害保険会社が通院期間について自動車事故の基準を適用して計算したものでございます。

相手方の全国健康保険協会東京支部に対してでございますが、相手方Aの医療費のうち、社会保険負担分を事故の原因者である本市が支払うものでございます。

経過の説明でございます。

平成26年3月21日金曜日午後4時頃、相手方Aが市立B学校の南側校門前を自転車で通行していたところ、門扉外側に設置されておりました防球ネットが強風であおられ、ネットの下におもしとして置かれていた直径5センチ、長さ4メートルの鉄パイプが跳ね上がり、左足のすねに当たって負傷したものでございます。

相手方Aは、事故から約3カ月間、通院治療をいたしました。

平成26年10月6日に、「地方自治法」第180条第1項に基づき、市長により専決処分し、10月21日に示談が成立、損害賠償金は10月31日に支払う予定でございます。

事故は学校施設の管理瑕疵によるものであることから、被害に遭われた方には心よりおわび申し上げます。なお、事故後は、防球ネットの取り付け方法を改善し、再発防止を図っております。また、当日の風速でございますが、台風並みの15.1メートルという強風が吹いておりました。このような事故を起こし、まことに申し訳ありませんでした。

報告は、以上でございます。

○小田原委員長　ただいま施設管理課から2件の報告がございました。いずれも管理下の事故ということで、委員会としておわび申し上げるということでございます。

ただいまの報告について、何か御質疑、御意見はございませんか。

二件目ですが、強風が吹いたとはいえ、こういうような形で事故が起こる施設であったというのは、ほかの学校を含めてどうなんでしょうか。

○岡施設管理課長　通常は、門扉の内側に飛び出し防止用のネットを張っておもしをつけているんですが、この学校はたまたま門扉の外側についておりましたので、強風にあおられて歩道上に跳ね上がったという状況でございます。ほかの学校は、そういう状況はございません。

○小田原委員長　よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 特にならぬようでございますので、施設管理課からの報告は以上ということ
とです。

引き続き、保健給食課からお願いいたします。

○新納保健給食課長 学校給食における安全安心な食材の確保について、御報告いたしま
す。

まず、経過でございますが、お配りしております資料のとおり、週刊文春（10月
16日号）におきまして、学校給食における中国産食材の使用に関する記事があり、
本市の給食に関する内容が掲載されました。

平成26年8月末に、文藝春秋の担当者から「学校給食に使われる中国産食品」と
いうテーマのアンケート取材への協力依頼がありました。内容は、中国の食品会社に
よる使用期限切れ鶏肉の問題を受け、国内に流通する中国産食品とその安全性につ
いて調査・分析する企画の一環として、学校給食で使用している「中国産食品の全ての
食材」、「その食材を使用した代表的な給食メニュー」、「安全管理のための取組・
検査体制」などについてのものでございました。対応としましては、中国産食材に限
定したアンケート取材であること、場合によっては各学校への調査も必要となること、
献立や食材については各学校や市のホームページで公開していることなどから、回答
をお断りしたというところでございます。

その後、記事の掲載がございました内容につきましては、同誌の10月8日朝刊記
事下の広告欄の見出し、あとは電車等の中吊広告に「八王子市5品目」と見出しの掲
載がございました。

また、記事の中の記載内容につきましては、自治体からのアンケートの回答欄に、
八王子市「今回は時間が足りないので回答できません」、また編集部が各自治体の
ホームページや各学校のホームページを独自に調べた結果、八王子市では「サゴシ、
サワラ、シナチク、トマトピューレ、松の実の5品目の掲載があります」という内容
でございます。

まず、掲載のあった5品目についてでございますが、シナチク、トマトピューレ、
松の実の3品目は、市の小学校のホームページにございます「一括購入物資の産地リ
スト」に原産地として中国の掲載をしております。また、サゴシ・サワラにつしまし
ては、各学校のホームページの給食情報を調査したものと思われま。

それらの物品の中では、納品業者からは残留農薬分析報告書を提出させ、安全を確

認したものをこれまでも使っております。また、トマトピューレにつきましては、生産時期によってポルトガル、トルコ、中国、米国産のトマトを使用しており、原材料の安全性をメーカーで確認し生産したものを使用しているというところでございます。また、サワラ等の魚介類につきましては、各学校での使用頻度の高い品目を事務局が一括して選定し、学校に通知している仕組みとなっており、その品目の中に韓国、北九州、中国産のサワラ切り身を当てております。

また、中学校給食におきましては、調理委託業者に同じように残留農薬分析報告書を提出させるように指示しておりますし、安全を確認した中国産の松の実、シナチクを使用していますが、中国産のサワラは使用していないというところでございます。また、この内容につきましては、各学校へは10月9日に小中校長連絡会で、ただいま報告した記載内容等について御報告するとともに、各学校へ文書を発出しております。学校給食における食材の確保でございます。

本市の学校給食は、「安全な食材 衛生的な調理 手づくりによるおいしい給食を提供する」ものとしており、食材ごとに国内産、無着色、原料が遺伝子組み換えをしていないものなどの規格を定め、食材の確保をしております。今後も引き続き、安全な食材を確保し、おいしい給食の提供に努力をしております。

また、今現在、再度安全性の確認の作業をしており、献立の工夫や食材の検討も進めているところでございます。

報告は、以上になります。

○小田原委員長 保健給食課からの報告は、以上です。

何か御質疑はございませんか。

これは何で問題になるのですか。

○新納保健給食課長 問題というより、この記事が掲載され、このことについてきちんと御報告しておいたほうが良いということで報告したというところでございます。

○野村学校教育部長 中吊広告もありましたし、新聞に「八王子市5品目」という言葉が出ておりましたので、委員の皆さんを初め、市民の方も心配をしておられたということもあり、本市の場合には、きちんと安全性を確認した上で食材を使っていることが前提だということを御報告したくて報告しております。

○小田原委員長 だったらそういうふうを書くべきですよ。報告するとするならば、中国産だからどうのという問題があったわけじゃないんですよ。この中身ではそこが

はっきりしないんです。

○新納保健給食課長　　すみません。

○坂倉教育長　　本人たちは、当事者意識が強過ぎてということがあると思うんですけども、記事を読むと明らかに、中国産イコール悪みみたいな書き方をしているんです。

そこで、舛添知事や黒岩知事が「中国産だから悪いわけではない」という話をしていんですけども、記事はもういろいろな伝聞を使って「ほこりだらけだ」とかすごく悪く書いてあるので、一般の方々の風評被害も受けるので、八王子市では極力地産地消をしていて、やむを得ないものは使ったけれども、これからについてはなるべく別のものを使ってやっていきますと。ただし、中国産がまったく入ってこないわけではないですという意味を言いたかったんですが、本人たちにはその記事が一つ頭にあったのと、もう一つ、このアンケートに回答しなかったということが内部的には少し問題になったんです。いろいろなアンケートなどが来ていて、それが非常に意図的にやるものもあるんだけど、やはり自治体としてはきちんと答えなければいけないと。その2つがごちゃ混ぜになってしまったので、いかにも悪いように書いていますけれども、言っていることは、いかにも週刊誌の過剰な書き方で書かれたけれども、八王子市がやっていることはこうですよということを書きたかったんです。ただ少し当事者意識が強いのでこうなったと思うのですが。

○小田原委員長　　だから、当事者意識が強いとするならば、その取材拒否をしたというところは、まず反省をしなければいけないわけでしょう。それは取材拒否ではなくて、悪意を持ってそう書かれたのなら、むしろそういうふうを書くべきであって、あるいは賠償請求したっていい話でしょう。だから、自分たちが何でこんなことをここで言わなければいけないのかというのが、よくわからないところなんです。

やはり安全なら安全で「中国産を使うことが何で悪いんだ」というふうを書くべきでしょう。書くならば。あるいは危険なものと知らずに使っていたなら、使っていたと正直に言うべきなんですよ。そこら辺が何だかわからない。これからも努力してまいりますと言うけれど、どう努力するのか、あまり当てにならないということになってしまうんです。それはまずいんですよ。

○野村学校教育部長　　先ほども申し上げましたとおり、本市の場合、やむなく中国産食材を使うこともございますので……。

○小田原委員長　　その「やむなく」というのが困るんだということです。なぜやむなく使

うんですか。地産地消ということを八王子が言っているわけだから、松の実がとれなかったら使わなければいいわけでしょう。

○野村学校教育部長　それもそうですね。

○小田原委員長　だから、そういうところを少し厳密に考えていっていただきたい。

○新納保健給食課長　どうしても、しなちく、松の実を使わなければいけないのかどうか、その辺りは献立をつくる中で検討し、代替品という形にすぐにはならないと思いますが、使わなくても済む給食のメニューというものをつくるということも検討しております。基本的には国産品を使っているんですけども、外国産製品も使っております。また、中国産につきましては農薬の検査等を通じて安全なものということで、それを提出させて使っております。ですから、今現在、安心安全な食材を使っておりますが、いま一度その辺りを確認し、給食等の献立の検討も進める中で安全性を重視した対策をとっていきたいと思っております。

○小田原委員長　ということですが、いかがですか。

○坂倉教育長　杉並区は、当日すぐに「うちは使いません」というようなことを書いたから割と受けはよかったんですが、ほとんど内容は同じなんです。やはり極力献立を見直して、しばらくの間は避けていきますと。だけど、完全にやめるとは言っていないんです。だから、そこはプレゼンがうまいという言い方がいいのかわかりませんが、そこも一つあるんです。おっしゃるように、すごく悪意に満ちた書き方をしていますし、方向性をつけていますから、こだわることはないんですが、やはりいろいろ御心配なさる方がいるということでこれを校長会に出させてもらったので、もう少し自信を持って、最後に書いてあるところの安全安心な食材を確保し、今後も引き続きやっていきますと、それでもいいと思うんですが、かなりセンセーショナルに取り上げられたものですから、このような形になったと。

○小田原委員長　例えば、韓国だとか北九州だとか書いてあるけれども、そういうことを言うならば、韓国がこのくらいで中国がこのくらいだというように、どのくらい使っていますということを使うべきなんですよ。そうではなくて、何だかよくわからない形でもって記事について何か弁明しているわけだろうけれども、どのように弁明するかというのも下手だとは思いますが。0 余分なことは言わずに、数字を使って「安全性を確かめてやっています」と、言うことはそれだけでいいですよ。だから、事実がどうだということをはっきりさせることです。何で回答を断ったのかといたら、い

い加減にやっているから断ったと受け取られるわけだから、そうじゃないんですよと
いうことをはっきりさせること。その2点だけだと思います。

ということで、保健給食課からの報告は以上ということですが、もう少し考えてい
ろいろと対応していただきたいと思います。

それでは、続いて、教育支援課から御報告願います。

○穴井教育支援課長　それでは、平成27年度の八王子市奨学生の募集にあたり、募集期
間を変更することについて御報告いたします。

詳細については、岡部主査から御説明いたします。

○岡部教育支援課主査　それでは、八王子市奨学生募集期間の変更につき、御報告させて
いただきます。

お手元にございます資料、「平成27年度八王子市奨学生募集期間の変更につい
て」を御覧ください。

変更の目的につきましては、新規募集する奨学生の年度当初の支払い時期につき、
年度当初は何かと入用な部分がございますので、その使用実態にあわせ、支払い時期
を少しでも早くできるよう検討した結果、募集期間を前倒しするという事で、御報
告させていただきたいと思います。

変更内容につきましては、お手元の資料の一番下の図を御覧いただくとわかりやす
いかと思います。

現在、平成26年度につきましては、募集期間を1月15日から2月28日まで設
け、事務処理の後、奨学審議会に議決をいただくことになっており、奨学審議会は
5月12日に開催いたしまして、26年度につきましては6月に4月から6月の3か
月分の支払いをさせていただいているところでございます。このことにつきまして、
平成27年度は募集期間そのものを12月25日から1月30日までに前倒しをさせ
ていただき、その後の事務処理、それから奨学審議会につきましても3月下旬に開催
をし、支払いにつきましては5月に4月と5月の2か月分を支払うという形で、1か
月早く支払いができるように改善させていただくような形で検討した結果でございま
す。

以上でございます。

○小田原委員長　教育支援課からの御報告ですが、何か御質疑、御意見はございませんか。

○坂倉教育長　今年度の奨学審議会は1回多く開く形になっているんですが、心配なのは、

3月で議会が終わり、選挙戦に入らる中で、どのくらい議員の委員が集まるのかというのが一つと、これで予算のほうは大丈夫なのですか。その次のときは多分改正になってから少し経つから、言い方が悪いけれど、質問も少し深まるかと思うんだけど、今年度の予算になってくると、少しその辺が気になります。

○岡部教育支援課主査　審議会の報酬の予算ということで、今年度2回分確保してございますので、予算上の問題はございません。それから、開催時期が3月下旬と申し上げましたけれども、議会第1回定例会は、たしか3月30日前にあらうかと思ひます。閉会後31日が一日あいておりますので、今のところだと3月末日を予定してございまして、市議会議員の審議会委員につきましては、一応お話はさせていただいてるところでございます。

○坂倉教育長　事務的に間に合わなければ仕方がないけれど、30日に終わって走り出すと思うんですよ。そうだとすれば、もう少し前というか、議員の方の委員会は別々ですから、委員会の間は難しいのかもしれないけれど、夜でもいいから日を考へてやらないと、多分走ると思ひますよ。

○穴井教育支援課長　教育長の意見もありますので、今後開催時期については調整しますが、今のところ御意見を伺った議員の中では大丈夫というお答えをいただいております。

○小田原委員長　その奨学生の家計においては、使い勝手を考へれば早いほうがいいだろうと。だけれども、募集期間を遅らせているというのはそれなりの理由があったわけだと思ひますが、その点は大丈夫なんですか。

○穴井教育支援課長　これまで1つ問題があったのは、税について収入を調べなければいけなかったんで、前の所管の体制の中ではその調査に時間がかかったこともあって、この日程でないとなかなか難しかったんですが、今度新たな組織になって、所管が教育支援課になり、奨学援助も担当している部署でございますので、この辺の事務処理が早くなったこと。あと、成績がついてすぐ募集が始まりますけれども、そこら辺が大丈夫かどうか校長会に確認したところ、現在の流れであれば、早まっても成績について調査書に記入するのは大丈夫ということが確認できましたので、できるだけ早く支払いたいと思ひ、改正をいたしました。

というのは、高校に行くと交通費の負担がかなり大きいので、できるだけ早く払ってほしいという要望が上がってきており、対応できる見込みが立ちましたので改正をしたところでございます。

○小田原委員長　　ということですが、本当は4月というか、3月の終わりに欲しいという声だろうと思います。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長　　では、特にないようでございますので、そのように進めていただきたいと思ひます。

続いて、指導課からお願いいたします。

○山本統括指導主事　　それでは、平成26年度全国学力・学習状況調査の結果につきまして、指導課でまとめたものを御説明いたします。

詳細につきましては、日向指導課指導主事から御説明させていただきます。

○日向指導課指導主事　　それでは、御説明させていただきます。

まず、1ページを御覧ください。調査の概要についてです。

全国学力・学習状況調査につきましては、小学校第6学年、中学校第3学年の、原則として全児童・生徒を対象とし、平成26年4月22日に実施されました。

次に、2ページを御覧ください。教科に関する調査の結果についてです。

正答の状況を平均正答率で示してあります。小学校は、国語Aが全国平均を2ポイント上回っていますが、他の調査におきましては0.6ポイントから1.5ポイントほど全国平均を下回っております。中学校では、全てにおいて全国平均を0.8ポイントから1.7ポイントほど上回っております。

続きまして、39ページを御覧ください。調査問題の解説について説明をいたします。A3版でお示ししております「平成26年度 全国学力・学習状況調査結果 報告（概要）」についてでございます。

まず、小学校の国語についてですが、各問題の正答率から、漢字を読む問題の正答率は高い結果となりました。特に課題の見られるものとしては、自分の立場を明確にして質問や意見を述べる問題や、自分の考えを書く問題といった、書くことの領域の問題に課題が見られました。指導改善の方法としては、複数の文章から共通点や相違点を抽出し、自分の立場を明確にして考えを述べる学習指導を行ったり、文章の書き方や表現の目的や意図の理解を図ったり、さまざまな場面で表現させる指導を継続し、日常生活で活用できるようにすることが大切であると考えます。

小学校の算数についてですが、各問題の正答率から、分数や小数の計算については

前年度に比べて改善が見られました。特に課題の見られるものとしては、示された情報をもとに必要な量と残りの量の大小を判断し、その理由を説明する問題といった、数と計算や量と測定の領域の問題に課題が見られました。指導改善の方法としては、計算に習熟し活用できるようにするために、実生活に基づいた計算の意味について理解を図る学習指導を行ったり、与えられた情報を整理したり選択したりして筋道を立てて考え、それを説明する学習活動の充実を図る必要があります。

次に、中学校の国語についてですが、各問題の正答率から、選択式の問題については正答率が80%を超えており、しっかりと内容を理解するという点で前年度に比べて改善が見られました。特に課題の見られるものとしては、資料から適切な情報を得て伝えたい事実や事柄が明確に伝わるように書く問題といった、話すこと、聞くことや書くことの領域の問題に課題が見られました。指導改善の方法としては、話し合い活動においてそれぞれの意見の共通点や相違点を整理し、それぞれの意見を評価するといった学習を行ったり、文章を書く目的や相手意識を明確にして記述することや、文章の構成、論理の展開を考えて表現したり遂行したりするなどの指導の充実を図る必要があると考えます。

中学校の数学についてですが、各問題の正答率から、文字式の計算については正答率が80%を超えており、前年度に比べて改善が見られました。特に課題の見られるものとしては、比例・反比例といった関数の領域や、資料を読み取る問題といった資料の活用の領域の問題に課題が見られました。指導改善の方法としては、比例・反比例について理解を定着させる学習を行うとともに、グラフにあらわし、その特徴の理解を深める学習を行ったり、認識するために必要な数量に着目させたり、関数の意味や作図の意味を理解させたりする指導の充実を図る必要があります。

次に、児童・生徒の質問紙調査の結果について説明をいたします。

学校での授業における結果から、考えを発表する授業について、「よく行われている」と回答した児童・生徒は約80%を超えており、「行われている」と回答した児童・生徒は否定的な回答をした児童・生徒に比べ、平均正答率は高い結果となりました。また、授業の始めに「本時のめあてが示されている」と回答した小学校児童は約84%、中学校生徒は67%で、小学校と中学校に顕著な差が見られました。また、正答率の面からも、特に小学校では「本時のめあてが示されている」の質問に、「当てはまる」と答えた小学校児童の国語Bの平均正答率は高い結果が見られました。こ

のことからも狙いを明確にした授業の実施が大切であると考えます。

次に、21ページを御覧ください。

小学校では、国語が好きな児童の割合は63%、算数が好きな児童の割合は70%となっており、算数が好きな児童の割合が高い結果となりました。このことは中学校でも同様で、数学が好きな生徒の割合が国語を好きな生徒の割合よりも高い結果となっております。また、小学校の国語と算数、中学校の国語と数学が好きな児童・生徒の平成26年度の割合は、昨年度に比べて増加傾向となっております。

次に、23ページを御覧ください。

「読書が好きですか」の設問については、「読書が好きです」と答えた平成26年度の八王子市の小学校児童の割合は73%であり、平成25年度に比べて約3ポイント上回っています。また、平成26年度の中学校生徒の割合は70.9%であり、平成25年度に比べ、ほぼ同じ値となっております。

クロス集計につきましては、「読書が好きですか」の質問に、「当てはまる」と答えた小学校児童の国語Bの平均正答率は59.6%で、「当てはまらない」と答えた児童よりも約17ポイント上回っています。また、「読書が好きですか」の質問に、「当てはまる」と答えた中学校生徒の国語Bの平均正答率は58.3%で、「当てはまらない」と答えた生徒よりも約16ポイント上回っています。このことから読書習慣の定着も大切であると考えられます。

次に、学習習慣の面から説明します。29ページを御覧ください。

「家で、学校の宿題をしていますか」の設問については、「家で、学校の宿題をしている」と答えた平成26年度の本市の小学校児童の割合は95.8%であり、平成25年度とほぼ同じ割合でした。中学校生徒の割合は88.8%であり、平成25年度と比較して約3ポイント上回る結果となっております。

クロス集計については、「家で、学校の宿題をしている」の質問に、「当てはまる」と答えた小学校児童の算数Bの平均正答率は59.7%で、「当てはまらない」と答えた児童に比べ、約32.5ポイント上回っていました。また、「家で、学校の宿題をしている」の質問に、「当てはまる」と答えた中学校生徒の数学Bの平均正答率は65.7%で、「当てはまらない」と答えた生徒に比べ、約24ポイント上回っていました。また、学習時間は、平日30分未満、土日30分未満という児童・生徒数も多いことから、このことを改善していくことが必要であると考えます。

このことを踏まえ、八王子市教育委員会の学力向上に関する今後の取り組みについてですが、八王子市教育委員会、学校、家庭との連携した取り組みを充実し、児童・生徒の学習意欲を向上させることを目標に学習習慣の定着を図っていくよう取り組んでいきます。

八王子市教育委員会で配付している「はちおうじっ子 家庭学習のポイント」にも、1番目に「家庭で勉強する時間を決めよう」、2番目に「最初にまず宿題をしよう」と示していますので、学校でわかる授業を提供し、家庭学習の定着に結びつけていくことを重視していくことが必要であると考えております。そのために指導主事の学校訪問を継続して行い、各学校の校内研究や研修を充実させていきます。また、八王子市の学力定着度調査の実施時期を1学期に変更し、早い段階で児童・生徒の実態把握を行い、個に応じた指導に生かせるようにしていきます。

さらに、学力向上に関する資料提供を学校に行い、学校を通じて家庭に周知し、教育委員会と家庭、学校とが連携して学習習慣の定着に向かっていけるよう取り組んでまいります。

私からの説明は、以上です。

○小田原委員長 指導課からの御報告は終わりました。

本件について、御質疑、御意見がございましたらどうぞ。

○坂倉教育長 静岡県知事が全国学力テストの結果に関して校長名を出そうとして全国的にも問題になっているということがあります。各学校別の内容というのは、指導課ではどのくらいわかるのですか。

○山本統括指導主事 各学校について、平均の正答率については把握することはできます。ただ、学校の個々の児童・生徒についてのデータはないです。

○坂倉教育長 各学校に対しては個別に、他者との比較ではなくて、平均の正答率について積極的に発表して強いところ弱いところを示しなさいという指導を、皆さんは各学校にしているんですね。

○山本統括指導主事 各学校につきましては、「学力向上・学習状況改善計画」というものを作成していただき、そういった調査の分析をして各学校でどのように取り組んでいくのかということを示すようにしていただいております。

○坂倉教育長 だとすると、なぜ今日の報告で全体のものしかないのかと言いたいです。というのは、例えば八王子市の特徴として小中一貫教育があって、小中一貫校がある

わけですね。それから、地域運営学校もあるわけです。こういうものが学校の経営力に資するよということ、盛んに私も皆さんも言っているわけですよ。地域によって違うのかもしれないけれども、地域運営学校の平均とそれじゃない学校の平均はこうですよとか、小中一貫校の平均はこうですよとか、そういう分析をなぜしないのかと思うんです。

せっかく八王子市全体で、こうやって上げていきますよということでやっているんです。個別の学校で差があるんだから、それによって指導が違うと思うし、だから皆さんを少しでもブロック制にしたいと思っているんです。こういう一般的な説明も大事ですが、こういう説明しかないというのが不満だといつも言っているのに、前と同じことしかやらない。

そういうところで、少しは分析している部分があったら教えてもらえますか。

○小田原委員長 その話になるとものすごく広がっていきってしまうと思うんですが、私が言いたいのは、まず国語なら国語、算数なら算数の平均が全国平均を何ポイント上回ったと、そこで終わってしまっているわけです。それが何ですか。よかったと言いたいわけですか。東京都を上回っているのは1つもないじゃないですか。何でそういうところを問題として捉えないのですか。しかも、教育長の質問にもちゃんと答えていない。皆さんは、各学校の平均正答率というのは全部把握しているわけですか。そこがはっきりしなかったんですが、皆さんははっきり把握して、その資料は持っているんですか。それとも持っていないんですか。

○山本統括指導主事 各学校の平均正答率についてのデータはあります。

○小田原委員長 教育長は、それを知らないわけですね。

○山本統括指導主事 平均正答率のデータについては、教育長にお渡ししております。

○小田原委員長 教育長は知っているわけですか。そうすると、静岡の話が出たのはどういうことですか。

○坂倉教育長 私は、地域運営学校はどうかだとか、それから小中一貫校とそれ以外はどうだとかいうところまで分析していないし、言っていないし、地域によっても違うと思うのですが、この結果というものを生かすためには、そういうところを見ていて、学校に対して各学校の形というのを示してくださいと言っているんですが、本来そこは、教育委員会側でもあなたの学校はこうですよというようなことをやってもいいし、地域運営学校にしてみたら効果はこんなふうに出ていますよとか、この中でそ

ういう発表が欲しいんです。しかしそういう意識がないということは、やはり地域運営学校は教育総務課がやっているのであって、指導課は関係ないという意識ではないのかと思って、非常に悔しいと思って話を出していたんです。

一般的な説明をされたときに、指導課に先ほどの話を出したのは、各学校の内容はつかんでいるんですよねということをここで言いたかったのと、変な競争をあおるのはよくないけれども、やはり数字は数字でそのところをしっかりと見なければいけないと。なおかつ、それを各学校には自分たちで分析しなさいと言っているんだから、それをこういう場で、こんな傾向がありますというようなことを一つも分析していないというのは寂しいなと思ったんです。

○小田原委員長　　ということですが、いかがですか。

○和田委員　　少し確認させてほしいのですが、この学力調査等については期待値、期待する得点というのは毎回示されているんですか。

○山本統括指導主事　　全国学力・学習状況調査には、期待値はありません。

○和田委員　　そうすると、やはりこうやって全国や東京都と比べていくしかないということになるわけですよね。これをやっていると、ずっと比較しながら八王子市を見るところになるんですよね。ですから、本来であればある程度作成段階でそういう期待値や期待する正答率を示して、それを基準にしていかないと、長い期間に問題が変わったりとか、あるいは経年変化を見るというのがなかなか難しいことになってくるので、残念ではあるんですけども、こういう状況が恐らく続いていくんだろうなと思うんですよね。

今、主流は到達目標に対する達成度を示す絶対評価の考え方が世の中には示されているにもかかわらず、こういうところになると必ず比較をしていく分析の仕方になってしまうので、本来であればここまでできればいいですよというところを示して、それに対してどうなのかというのが、学力をきちんとその到達度に応じた見方をすることになってくるのだろうけれども、そういうのがないとなると、これをずっと比較していかなければいけないということですよ。それが、まず一つ確認したいところです。

2つ目は、調査結果のところの括弧内の数字の書き方は、これでいいんですか。八王子市との差を示しているんですけども、東京都や全国のところプラスマイナスがついていて、これはやむを得ないんですか。例えば東京都と比較したときに東京都の

ほうにマイナス1.1というのが入っているんだけど、本来であれば、八王子市のほうが低いのだから、本当は八王子市のほうがマイナス1.1でなければいけないわけで、ここでは八王子市の数字をそのまま残しているんだけど、足りない部分については、八王子市のほうにマイナスを後ろに書くというような書き方になるんだろうなと思います。

3つ目は、今議論になっていたことですが、やはりこの数字は学校に返して初めて生きてくるわけで、市全体の総体を幾ら述べていっても、課題解決というか、不足している部分に対する指導というのは十分ではないと思うんです。ですから、データをお持ちなのであれば、各学校ごとに何がどう課題になっているのかということきちんとしていくということや、あるいは地域運営学校の学校運営協議会の委員の方たちにも、その辺のところはきちんとお伝えしていく必要があるだろうと思っています。

いずれにしても、調査したからにはやはり学校へ返していくという扱い方をしていく必要があるのではないかなと思います。

○坂倉教育長　今の和田委員のお話の中で、最初のお話ですが、これはあくまでも全国でやっていますので、文科省の担当課にしっかりしてほしいと思うんですが、それを対岸の火事にするのではなく、他山の石にするためには、前に八王子市の独自の学力調査のときに「何で正答率1.9%という問題をつくるんだ」という話をしたと思うんだけど、その辺のところをぜひ意識してほしい。委託業者に丸投げにするのではなくて、今極端に経年比較できないかもしれないけれども、和田委員がおっしゃったような正答率、あるいは達成率というか、ここまで行きたいというところの意識をしっかり持たないと、またこの間のように「両方書いていないからバツだ」というような問題をつくらせるようなことになってしまいます。だから、少なくとも市でやるものについては、つくるのは自分たちではないから難しいかも知れないけれど、「こういう強い意見があるから、そういう意識でやってください」ということを仕様書に書くなりして、ぜひやってほしいということは言っておきます。

○相原学校教育部指導担当部長　和田委員からの御指摘についてですが、学力調査は問題も子どもたちも毎年違うので、いわゆる通過率とか到達度というのをある程度設けていないと、その伸びがわかりませんので。ただ、都の調査もやはり同じような状況で、特に到達度や通過率を設けてはいないんです。

ただ、今、教育長からもありましたが、市の調査についてはどの程度の通過率を設

定して伸びていくのかというようなことで、自前でやっているところについてはそういうようなところから子どもたちの変化や状況を見ていくような努力をしていきたいと思っています。また、各学校の調査については、各学校に平均正答率という形で全て数値を返していますし、あと個々の状況も返していますので、それらを踏まえて今年の4月から学力向上・学習状況改善計画という新たな取り組みを始めました。

今回、学習習慣の話も大きく取り上げて御報告しましたが、学校の授業での授業改善というのは従来言われてきているわけですが、それに加えて朝の時間や放課後の時間の取り組み、それから家庭学習との連携の取り組みというのもその計画に捉えさせて、そしてどの程度までを目標にしてやっていくのかということも数値で目標設定させて、PDCAサイクルを新たに設けようという取り組みを今しているところです。

地域によって本当に学力の差というのはあるわけで、例えば1時間以上という設定が非常に厳しい地域もあるし、もちろんもう少し高くても大丈夫な地域もあるし、学校の状況に応じてきちんと、どの程度まで子どもたちにやらせたいという目標をそれぞれが持って、そしてこういう調査とあわせて、できているところとできないところを比べ、また改善のサイクルを回していく。こういう取り組みを始めましたので、それがいい結果になっていけばいいなと考えているところです。

今ホームページにも学力向上・学習状況改善計画をアップさせています。そうして市民にもそういうことをきちんとわかってもらえるような状況をつくり出しているところです。今、各学校から中間報告ということで、これをもとにして最新の成果・資料から、どういうふうに通達しているのか、通達していなければこの2学期、3学期をどう改善していくのかという、そのサイクルをつくっていくところです。ですから、これが定着してくると、ある程度また改善の動きになってくるのではないかなと思っています。

以上です。

○小田原委員長　これは国研がやっている話ですから、期待値とか通過率という名前ではなくて、想定正答率は当然考えてやっていると思います。そこは一般に知らされてはいませんか。

○相原学校教育部指導担当部長　知らされてはいないんです。

○小田原委員長　そうですか。

○相原学校教育部指導担当部長　ですので、市の調査ではそこを明確に利用して、そこか

らの伸びで経年変化も見られるかなということをつくっているところです。

○小田原委員長 はい。

そのほか何かございませんか。

○和田委員 もう一つ、平均の学習時間の中から、塾だとか家庭教師だとか、そういうものを引いている数字というのは何か出てくるんですか。

○山本統括指導主事 全国の調査からは塾等も入れた平日の勉強時間ですので、引いたものについてはないというのが現状です。

○小田原委員長 そのほかいかがですか。

○金山委員 さっき教育長が言われた小中一貫校であるとか、それから地域運営学校を設置した前後でどう変わっていったかというようなことは、ぜひ一度数値で出していたいただきたいなと思います。もしその数値がよければ、迷っていらっしゃる校長先生の後押しということにもなると思いますし、ぜひ一回お願いしたいなと思います。それから少し気になっているのは、この内容の発表方法が各校で結構ばらばらかなということです。もちろん、保護者の方には伝えていただきたいので、学校だよりなんかには出していらっしゃるのだと思いますし、保護者会で説明はあると思うんですが、それはホームページにどこまで載せるかとか、そういう基準は別に設けてはいないわけですよ。そこが一つ気になった点です。

もう一つは、家庭との連携で、家庭学習がすごく大きな役割をするということはある。ちこちの結果を見てわかってきていることなんです。この「はちおうじっ子 家庭学習のポイント」とありますよね。これを家庭に発信しても多分、家庭での学習は増えないんじゃないのかなと、母親の立場から見ると思います。もう少しダイレクトに、「学年掛ける10分」とかすごく単純な書き方ができるのかなと思います。学校によって違うと相原部長もおっしゃっていましたが、それは地域によってもあると思うんですけれども、八王子市としてはこのくらいが標準じゃないかなというところを出して、ではうちの学校はこれプラス10分ずつしましょうというような形にする。それと家庭でやっていただくことの中でも一番大事なのは、「早寝・早起き・朝ごはん」だと思うんです。それができていないと学校で集中できないので。そういうことも含めて、論点を3つか4つでまとめたものを学習支援という形のところに何か出していたらいいかと思います。これだと順繰りに勉強しましょうという形だけなので、気がつく方は言わなくても気がつくし、やらないところは言われてもやらないんじゃない

ないのかなという気がすごくしたので、少し改善が必要なのかなと思いました。

○相原学校教育指導担当部長　　今、金山委員がおっしゃった家庭学習のことについては、市としてこの4つのポイントということなんですが、各学校が今家庭学習の手引というのをきちんとつくって、その中で学年掛ける10分で設定する学校もあれば、学年掛ける10分プラス10分でうちの学校はやっていこうという学校もあって、全てそういうふうの設定をして、では子どもはどの程度それに向かったのかというのは、先ほどの学習状況改善計画の中で生活指標として、例えば8割の子がこれを到達するようにしていきたいというようなことを設けてやるように、今しているところです。

ですから、金山委員がおっしゃったように、学校として学習時間を多く設けられる地域・学校もあれば、なかなかそうでもないというところもあって、やはり差はありますので、それは実態に応じてということになります。だから、最初から大きな目標を掲げても、子どもたちは到達しなければやる気を失ってしまうので、やはり自分たちが目標を近くに設定してクリアできる時間帯を設ける。だから学年掛ける10分でもいい学校もあれば、それよりもプラスして多くしたほうがいい学校もあるということです。各学校で違いがありますがけれども、そういう目標設定をして今やっているところです。

○小田原委員長　　学年掛ける10分というのもよくわからない話なんですが、例えば6年生だと60分ですよ。そうすると、先ほどの協議事項のお話のように、9時に帰宅して6年生が60分勉強する時間というのはあるんですかということ、具体的に計算していくとないでしょう。では時間がなければどうするかといたら「寝るな」という話になるでしょう。ところが、寝る時間は確保しなければいけないということになる。だからそこら辺は学年掛ける10分とか何とかではなくて、家庭でどのように勉強させるのか。運動をやっていても勉強するんですよ、そういう生活にするんですよというようなことを、学校の先生それぞれが言えるのかどうかという話だろうと思います。

○野村学校教育部長　　例えばなんですが、地域運営学校をやっているところでは、この学力調査の結果を地域運営学校に示し、では地域全体でどうしたらそれが実行できるかというような話し合いを行っている学校もありますし、それは地域も含めた取り組みとして流していくしかないんだろうと思うんです。

その学年掛ける10分ですが、あくまでも目安といたらおかしいんですが、はっきり示した中で「勉強時間をとろうよ」という一つの目標だと思うんです。だから、

10分やればよいということではないので、それはどうやって各家庭に意識をさせるかということのほうが大事なのかなと思います。

○金山委員　だから、そういう目安を書くということは、学習習慣を家庭でつけてくださいという意味だと私は思っているので、それで学年が増えれば、少しずつ勉強時間も増えていくでしょうということですね。

○小田原委員長　家庭で勉強しなければいけないんですよね。なぜ家庭で勉強しなければいけないんですか。学校で勉強すればいいんじゃないですか。だから、そこを考えなければいけないわけでしょう。それは何かと言ったら、予習をやってから学校で勉強して家庭で復習をする、そういうローテーションが必要だとかいう論理があるじゃないですか。学校でやっているだけでは力つきませんよという話なのか、そのところを明確にして、だから家庭で勉強しなければいけませんよというのだったら、家庭で勉強する時間を確保する算段をつけてあげる、示してあげるということだろうと思うんですよね。

だから、それが学年で10分なのか30分なのかというのは、それぞれあるんだろうけれども、先ほどの立川課長の話でいけば、10時ごろまで塾に行っているという子どももいるという話でしたよね。そういう子どもたちというのは確実に2時間以上は勉強しているだろうから、力がついているのかという、そういうところになるので、そういうところは何か我々として持っていて「だから、家庭で学習をするようにしてくださいよ」というふうに言っていけないといけないだろうということですね。塾でなくてもいいわけですから。そこら辺は、これとどうかかわるかという話になるんだろうと思いますが。

さっきの話で行くと、言っても勉強しない子どもたちをどう勉強させていくのか。日本の国力を強くたくましくしていくためには、そこが必要だろうと。体とそのバランスを保っていくにはどうするかというのは、どこにどうやって考えてもらうかですね。

○相原学校教育指導担当部長　平日に、本当に全く勉強しないと回答している子が、小学校で4%、中学校で7%いるんです。だから、こういう子どもたちが家庭で平日に勉強していかないとすると、ある程度学校の中で放課後とか、そういうところで個別に補習という形になります。今、学校では家庭の了解を得ながら「Aちゃん、Bちゃんを残してやります」という形をとってやっているのですが、この4%と7%の子どもに

ついてはある程度学校で受け入れていくような意識を持ってやっていく必要があるのかなと思います。家に帰してしまっただけでは全くやらないので、それは学校にいる範囲の中でやってあげるといことを今意識していて、そういうところでカバーしていくしかな当面ないのかなと思っています。帰してしまっただけで「もういいよ、できなくて」となることのほうが問題だと思います。

○坂倉教育長 第2次八王子市教育振興基本計画にもかかってくるんだけど、いわゆるなかなか学習しづらい環境にある人たちが学校がカバーしてくれるということは当然大事なんだけど、学校を回っていると、大体どこも「うちの学校は必ず宿題を出しますから、必ずやるはずですよ」と言いながら、今のその4%と7%がいるわけですよ。親は、そこに関して全く我関せずとなると、まさに家庭教育の話にも関係してきて、そこをどうしていくかということ、様子を見て安易にそこで助けると、ますます家庭教育というか、子どもとの接点も減ってしまう気がするので、そこは後でも少し議論したいです。

本当に教育環境にない子を助けること、それはそれで必要だと思うのですが、4%の子どもを救うために学校がやろうとなると、その学校・地域・家庭の連携を最後は学校がやらなければ仕方がないところになってきて、そこは慎重さが必要かなと思うんですが。

○小田原委員長 実践している学校はあるんですよ。そういうところは私も行って見て、今の教育長の心配はカバーできているところもあるんですよ。だから、そこをもっと実践報告なり研究会なりして、それを広げていくということかなとは思っているんです。

だから、さっきのホームページで、この結果についてどう取り組むか、どう成果が出たのかというのを文章化している校長もいるんだけど、あの文章はなかなか読む気にならないところがあって、やらないよりはいいだろうと思いますし、発表しないよりは発表するほうがいいだろうということが言えますけれども、時間をかけているんなものを組み合わせていい方向性を探っていくということでしょうね。

○相原学校教育指導担当部長 今回、学力向上・学習状況改善計画をつくったことというのは、学校での指導や教員の研修もそうなんです。授業以外の朝の時間や放課後の時間の取り組みとか、あと家庭での取り組みというように、いわゆる子どもを総合的な部分で学力面についてプッシュしていこうという計画を立てています。今までも

うしても授業改善ばかりが言われてきましたが、それはもちろん大事なんですけれども、やはりもっと総合的にやって、質と量で勝負していかないと、なかなか学力は上がっていかないんだと考え、今、そういう取り組みをし始めているところです。

○小田原委員長 「相原指導担当部長が来るから、そうやって一生懸命やろうという気になるけれども」と言っているような人も見ましたよ。担当部長が怖いから、ほかの人が来たらほどほどにというような話もあったりします。

○相原学校教育部指導担当部長 ありがとうございます。

○星山委員 私もいろいろな学校を見ていると、学力というのはやはり一つの見やすい指標なんですけれども、ちょうどおっしゃったようにいろいろなファクターがあって、それが個々の学校では逆に見えにくいのではないかなというのがずっと思っていることです。私たちは割と全体でよく見えているので、さっきおっしゃったように、それが小中一貫校という塊なのか、学校運営協議会という塊なのか、ニュータウンという塊なのか、あるいは商店街が抱えていらっしゃるような塊なのか、学校の塊かはわからないんですが、この地域ごとの家庭の教育力であれ、子どもの特性であれ、すごく偏っているなと感じます。

学校個々では、全体の中からこういう特色のある学校であるということをおまわりつかまさないで、学力をとにかく上げましょうというところで、攻略を立てにくいかなという印象があります。こういうものが出てきて、もちろん、東京都や全国との比較も大事かもしれないけれども、先ほどからずっと議論されているように、皆さんが一生懸命やっというけれど、八王子の中で、例えば御飯も食べさせてもらえない、学校の教育に全く関心も持っていただけない御父兄の多い地域の学校の学力向上と、片や塾にも行っている、教育の意識は高い、そこに通っているお子さんももともと資質が違う、しかも小規模校、中規模校いろんな学校があって、随分やり方が違うだろうなという中で、それをもっとこちらのほうは見せてあげるといえるのか、責めるわけでも評価するわけでもなくて、こういう特色がある学校だからこのようにすれば学力が向上するんじゃないでしょうかというような提案の仕方をここで考えるのが仕事かなと思ったりします。

だから、そういう使い方をして、もっと校長先生なりその教員が、こういう指導が効果的で、こうやれば学力向上ができると。学校から帰ったら絶対やらないだろうなというところの学校なども、そこと某地域の某学校とは全然やり方が違うんじゃない

いかと思いますので、そこが全体として学力が安定していくポイントなんじゃないかなと思います。

まとめると、地域による家庭やその特性にあわせたきめ細やかな把握と指導、そういうことかなと思いました。

○小田原委員長 それをここで考えると言っているんですよね。

○星山委員 そうですね。

○小田原委員長 そのときに必要なのは何かといたら、学校ごとのデータですよね。

○星山委員 ある程度はそこになると思います。

○小田原委員長 ある程度になるんですか。それがなければ、我々としては考えられないわけですよ。そこが示されないの、今みたいな形の報告にならざるを得ないと。そこがネックなんですよ。だから、私は全部の学校のデータをオープンにすべきだという考えなんですよ。だけれど、それができないとなると、ではどうするかといたら、今みたいな形で丸くまとめてお話しするしかないだろうと。だから、そこをどうするか考えていってほしいなと思います。

ということで、指導課の報告が長くなりましたけれど、まだいろいろお話ししたいことがたくさんあると思いますので、また機会を設けて、これは基本計画を含めて話題にしなければならないことだろうと思いますので、またよろしく願いいたします。

続いて、教職員課から御報告願います。

○廣瀬教職員課長 高齢者叙勲の受章につきまして、御報告申し上げます。

受章者でございますが、元 由井第一小学校長 井上佳一。

受章内容は、瑞宝双光章。

発令日は、平成26年10月1日水曜日。

経歴でございますが、教育公務員歴が40年、校長歴が6年。八王子市におきましては、由井第三小学校長が3年、それから由井第一小学校長が3年ございました。

以上でございます。

○小田原委員長 ただいま教職員課からの御報告がありました。

本件につきまして、何か御質疑はございませんか。

○坂倉教育長 叙勲の推薦についてはどうしても非公開になってしまっていて、そういう中でいわゆる春秋叙勲と高齢者叙勲があるんだけど、これを発表する意味は、恐らくは長年貢献してくれた方がここで満88歳を迎えられてこういう形になりましたから

皆さんでお知り合いの方はお祝いしましょうと、そんな意図があるとすれば、この報告書はもちろん、個人のプライバシーを気にしたんだろうけれど、公開でお祝いをするのだったら生年月日、あるいはどこに住んでいるかわからないけれども、八王子市在住とかそのくらいはないと、私には何でやっているのか意味がわかりません。

○廣瀬教職員課長　今回は報告でございますけれども、前回の定例会のときに「こういう方を出しますよ」ということで出しているのですが、確かにその辺のところも記載するべきであったと思います。申し訳ありません。

○坂倉教育長　八王子市ではないかもしれませんが、せめて福生市在住の方ですよという感じだと、傍聴の方も知っていればお祝いするし、だから、何も全てどここの何丁目まで書かなくていいんだけど、何年いてくれているからこうですよ、それで、このくらいの歳ですよ。やるからにはそうしないと、何でやっているのかと思います。

○小田原委員長　だから、裏面にそこら辺を示していただくというような形で、委員会にかける材料としてはこれが必要なんだろうけれども、今教育長からあったように「やるからには」ということですから、そこは心を示していただきたいと。

○廣瀬教職員課長　はい。申し訳ありませんでした。

○小田原委員長　いいえ。申し訳ないということではなくて、考えておいてください。

○廣瀬教職員課長　はい。気をつけます。

○小田原委員長　ということでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長　それでは、教職員課からの報告は以上ということですよ。

○小田原委員長　ほかに何か報告する事項等はございますか。

○野村学校教育部長　指導課から、1件ございます。

○細井指導課長　部活動関連の報告をいたします。

平成26年10月の12日から22日にかけて、第69回国民体育大会「長崎がんばらんば国体」が行われております。

その中で陸上競技が行われ、10月21日、走り幅跳び少年男子Bの部で、市内の打越中学校3年生の井上大地さんが、7メートル21という記録を出し、1位になったというニュースが私のほうに入ってきました。この競技につきましては30人の選

手が出場し、そのうち中学生が3名出ました。この井上大地さんは、八王子市の中学校記録7メートル4も持っているということでございます。

9月に行われた第10回教育委員会定例会におきまして、夏季休業中の部活動の活動状況について報告したところなんですけれども、その際8月に行われた全国中学校陸上競技選手権大会におきまして、同種目の男子走り幅跳び6メートル81の記録で2位になったということです。その際、市長表敬訪問等を行わないですかということで学校のほうへ問い合わせをしたところなんです、本人は優勝を目指していたので、「今度国体で優勝したらぜひ行きたい」というようなお話がそのときにありましたけれども、ここでめでたく1位になったというような報告をいただきましたので、この場を借りて皆さんに報告するところでございます。

以上です。

○小田原委員長　　ということでございます。よろしいですか。

そのほかありませんか。（「ございません」と呼ぶ者あり）

委員の皆さんで、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長　　では、特にないようでございますので、ここで暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開になりますので、傍聴の方は御退出願います。

再開は、50分ということで、よろしく願いいたします。

【午前10時40分休憩】